

配布を以て解禁

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、株式会社電通（所在地 東京都港区）外2社に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和5年2月15日

国土交通省
北陸地方整備局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約課長 相場 明男
電話 025-370-6647（課直通）

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 成澤 裕子
電話 025-370-6650（課直通）

※港湾空港関係工事に係る措置に関するもの

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
①株式会社電通 ②株式会社フジクリエイティブコーポレーション ③株式会社セレスポ	①東京都港区東新橋1-8-1 ②東京都江東区青海1-1-20 ③東京都豊島区北大塚1-21-5

2. 指名停止措置期間： 令和5年2月15日～令和5年11月14日（9ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

東京地検特捜部は、令和5年2月8日（木）に、（公財）東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注した東京オリンピック・パラリンピックテスト大会の計画立案業務に係る入札における独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）違反容疑で（株）電通ほか2社の社員等を逮捕した。

5. 措置理由

上記4. については、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第15号に該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内